

第 8 章 知的財産活動の活性化の ための取組

第1節 特許流通の促進

1996年3月に取りまとめた未利用特許情報実態調査報告書¹により、我が国で保有されている特許権のうち、権利譲渡又は実施許諾の用意がある特許（開放特許）の割合が多いことが明らかとなった。

また、1997年4月に取りまとめた21世紀の知的財産権を考える懇談会の報告書²には、特許を活用した新規事業の創出を促すとともに、特許によるライセンス収入や譲渡収入を図るための『特許市場』の創設が掲げられた。

この報告書の提言を受け、特許流通促進事業は、開放特許の活用によって新規事業の創出に結びつけることを目的に、1997年度より開始された。

本事業は、開放特許が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が民間や自治体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備するために行われている。

特許庁は、1997年度から行っていた特許流通促進事業等を、2001年4月に独立行政法人工業所有権総合研修館（NCIPI: National Center for Industrial Property Information）に引き継いだ。

NCIPIは、2004年10月より、それまでの業務に情報普及業務、人材育成業務を追加し、名称も独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT: National Center for Industrial Property Information and Training）に変更した。

INPITでは、この特許流通を促進させるために、1. 人材活用等による特許流通の促進、2. 開放特許情報等の提供・活用の促進、3. 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備の3つを柱として、総合的な事業を推進している。

1. 人材活用等による特許流通の促進

(1) 特許流通アドバイザーの派遣

大学・公的研究機関、企業等が保有する権利譲渡又は実施許諾可能な特許技術の発掘と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを把握し、事業化に向けた両者のマッチングを図ることを目的として、1997年度から特許流通アドバイザー³を、自治体・技術移転機関（TLO）等からの要請に基づいて派遣⁴している。

また、2007年度からは、特許の流通・活用が地域に根付き、自立的に行われるような環境を整備するため、自治体において、人材育成や、特許流通アドバイザーが蓄積する特許流通に関するノウハウの継承を目的とした支援活動を実施している。

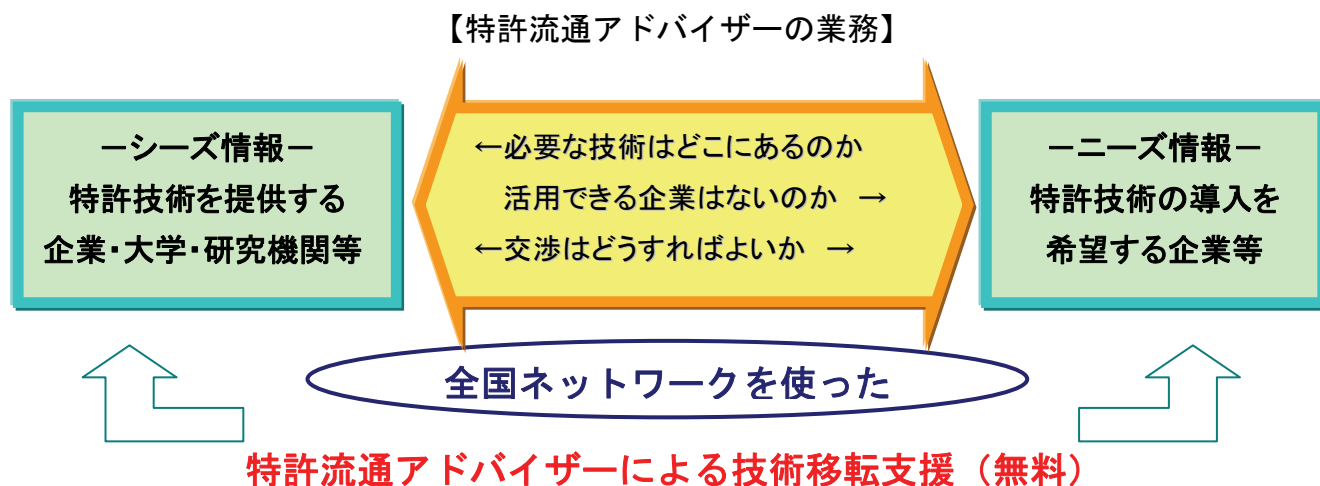
¹ 第6章第1節1. (2)参照。

² 第6章第1節1. (3)参照。

³ 知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材。

⁴ TLOへの特許流通アドバイザーの派遣は、大学等技術移転促進法（TLO法）が成立した1998年度から行っている。

この派遣を通じて、企業間、大学から中小企業等への特許流通の成功事例が、数多く生み出されている。

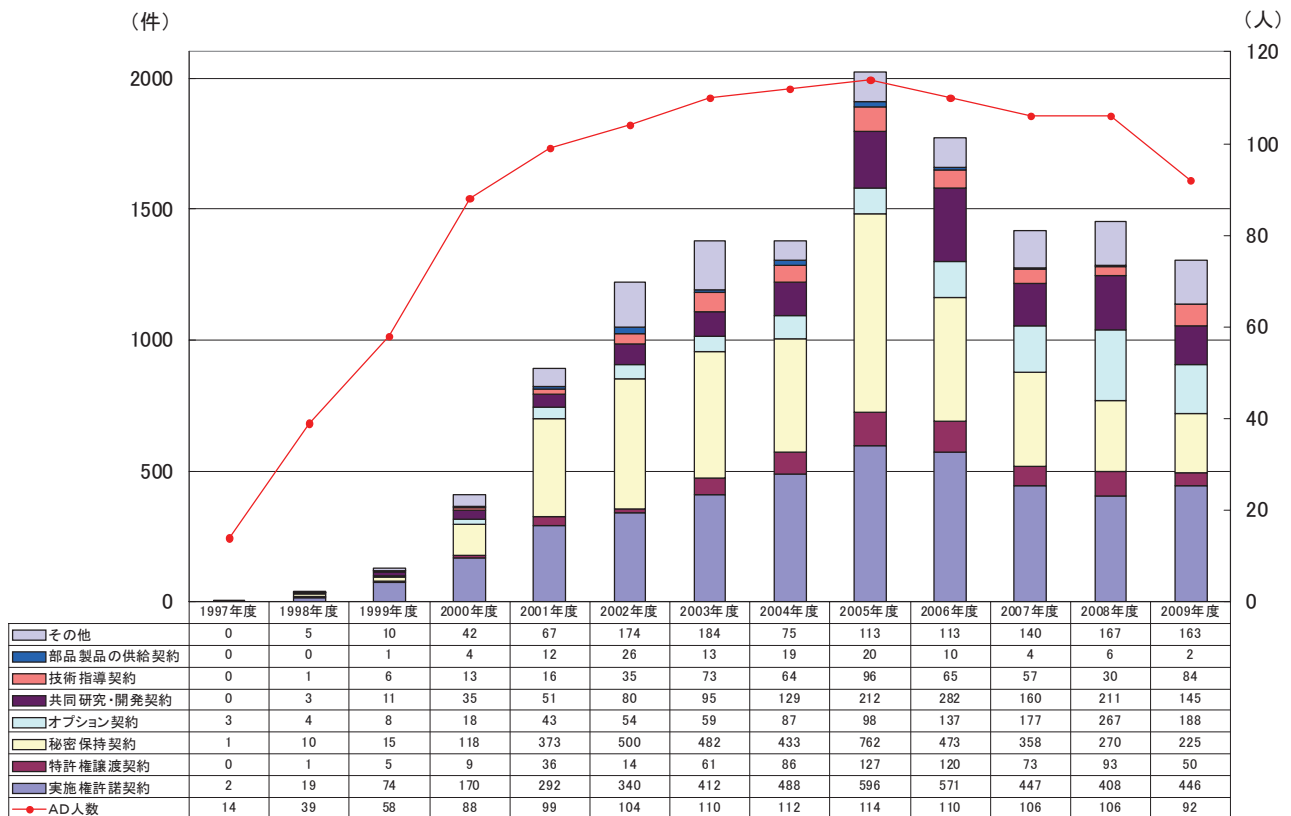


(資料) INPIT 作成

①特許流通アドバイザーによる成約件数

特許流通アドバイザーが仲介した特許ライセンス契約等の成約件数は、事業開始当初の1997年度はわずか6件であったものが、2007年11月には10,000件を突破し、2010年3月末には、累計13,427件となった。

【特許流通アドバイザーによる成約件数】



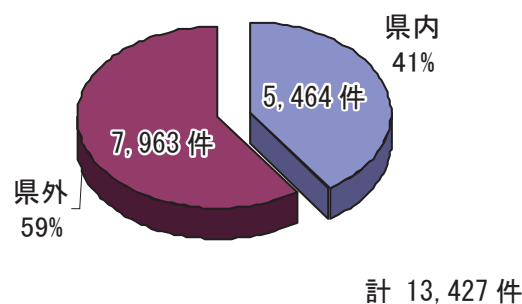
(資料) INPIT 作成

②特許流通アドバイザーによるマッチング

特許流通アドバイザーは全国的なネットワークを構築しており、他県の特許流通アドバイザーと協力して、県内の特許技術提供者と県外の特許技術導入希望者とのマッチングも行っている。

下図のように実施許諾契約等の成約案件の地理的關係を見ると、特許技術提供者と同一の都道府県を拠点としている特許技術導入希望者へのマッチングよりも、ほかの都道府県を拠点としている特許技術導入希望者に対してのマッチングの割合が高いことが分かる。

【特許技術提供者と特許技術導入希望者の地理的關係】



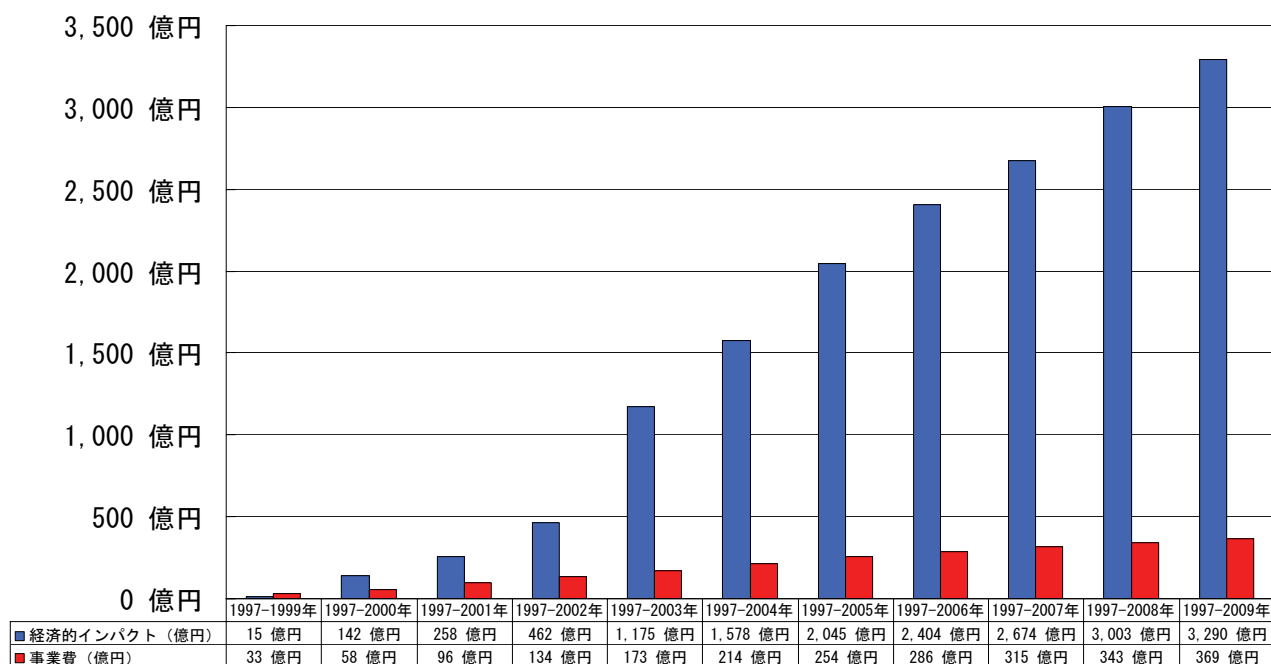
(備考) 1997-2010 年 3 月末までの成約件数の総計による。

(資料) INPIT 作成

③特許流通促進事業による経済的インパクト¹

特許流通促進事業による経済的インパクトは毎年着実に増加しており、2009 年末²までに約 3,290 億円となった。これは、前年の調査結果の約 9.6%増であり、これまでに投入した事業費総額の約 8.9 倍に相当する。

【経済的インパクトと事業費】



(資料) INPIT 作成

【上位 10 都道府県の経済的インパクト (1997-2009 年の累計)】

順位	都道府県名	インパクト金額			
第 1 位	東京都	1,007 億円 (970 億円)	第 6 位	静岡県	130 億円 (121 億円)
第 2 位	群馬県	221 億円 (199 億円)	第 7 位	兵庫県	99 億円 (69 億円)
第 3 位	大阪府	179 億円 (155 億円)	第 8 位	京都府	85 億円 (82 億円)
第 4 位	福岡県	168 億円 (136 億円)	第 9 位	埼玉県	73 億円 (69 億円)
第 5 位	北海道	138 億円 (135 億円)	第 10 位	山口県	71 億円 (64 億円)

(備考)・インパクト金額の括弧内の金額は、1997-2008 年の累計。

- ・ライセンス収入については、特許技術提供者の所在地に計上。
- ・開発・投資額、新規雇用、売上額高は、特許技術導入者の所在地に計上。

(資料) INPIT 作成

¹ 特許流通アドバイザーの活動により発生した金銭移動の総額を示す (事業経費は含まない)。具体的には、導入した特許技術に基づき製造した製品の売上高、製造のための開発・投資額、新規雇用者人件費、ライセンス収入の合計である。

² 経済的インパクトは、年末締めで算出している。

2. 開放特許情報等の提供・活用の促進

(1) 特許情報活用アドバイザーの派遣

① 特許電子図書館情報検索指導アドバイザーの派遣

「電子特許時代」に対応した基盤整備の一環として、特許庁は、1999 年度より特許電子図書館（IPDL）のサービスを開始した。また、地域の中小・ベンチャー企業を始めとする知的所有権センターの利用者に対して IPDL の利用を支援するため、1999 年度から 2004 年度まで、特許情報及び特許情報検索に関する専門家として特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを全国の知的所有権センターに派遣していた（2005 年 3 月末時点 7 名）¹。

IPDL の特許情報の検索に必要な基礎知識から特許情報の活用方法に至るまでアドバイスを行うとともに、特許情報の検索に関する質問・相談に応じていた。また、要請があれば出張相談・説明会での講演を行っていた。

② 特許情報活用支援アドバイザーの派遣

特許情報の活用による地域産業の活性化を支援するため、2004 年度より特許電子図書館情報検索指導アドバイザーの業務を引き継ぎ、特許情報活用の専門家である特許情報活用支援アドバイザーを自治体からの要請により派遣している。

2010 年 3 月末時点で、全国 45 の自治体に 53 名を派遣している。

大学や中小企業等を中心に、IPDL を使った特許情報の検索指導や、その情報の活用に関する相談に応じるとともに、講習会を開催する等、特許情報に関する様々な要望に応じている。

また、特許情報を戦略的に活用するために 2 種類の「企業戦略サポート」を行っている。一つはその企業にあった開発から事業展開までを継続的に支援すること、もう一つはその企業にあった人材育成など特許情報活用体制作りの支援をすることである。

【特許情報活用支援アドバイザーの業務】

- ・ 特許情報の活用方法等のアドバイス
- ・ 特許情報の活用方法等に関する無料講習会・セミナーの開催や、社内研修の講師
- ・ 特許情報の戦略的支援としての企業戦略サポート（商品化支援・スキルアップ支援）

45 自治体に派遣

無料

（資料）INPIT 作成

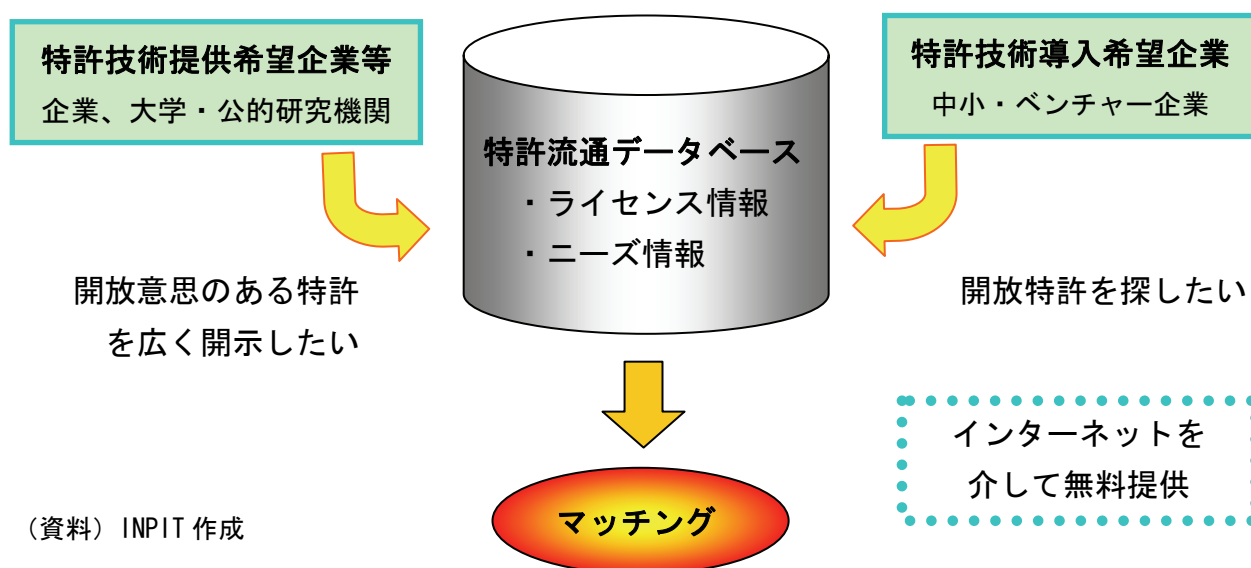
¹ 2004 年 3 月末時点では 54 名を派遣していたが、2004 年度は特許情報活用支援アドバイザーも同時に派遣していたため、派遣人数は 7 名と少なかった。

(2) 特許流通データベース

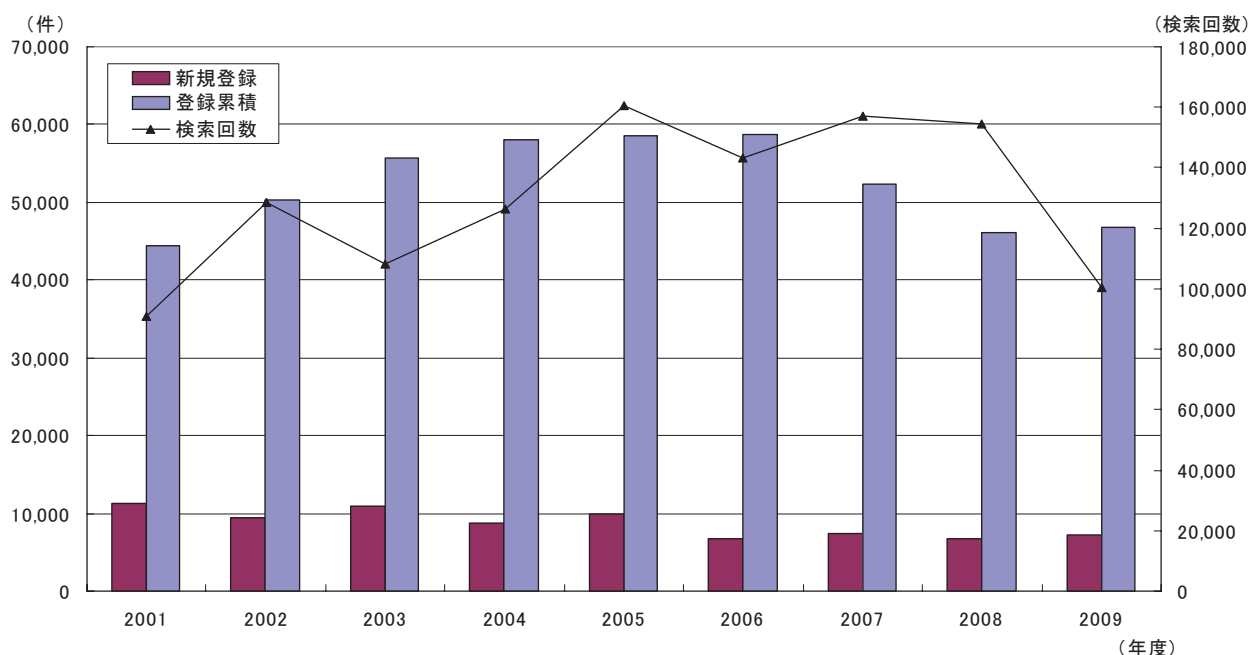
開放特許を産業界や地域の企業に円滑に流通させ特許の実用化を推進していくため、1997年度から大学・公的研究機関、企業等が保有する開放特許をデータベース化し、特許流通データベースとしてインターネットを通じて公開している。「ライセンス情報（譲渡含む）」及び「ニーズ情報（導入希望情報）」のデータ登録ができるデータベースであり、検索・照会が可能となっている。

「ライセンス情報」の登録件数は、2010年3月末時点で、46,736件となっている。その内訳は、企業の登録が19,626件、大学・公的研究機関等が27,110件となっている。

【特許流通データベースの俯瞰図】



【特許流通データベースの登録件数等】



(3) リサーチツール特許データベース

2007 年 3 月に総合科学技術会議において、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許¹の円滑な利活用を検討するため「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」が取りまとめられた。この方針を受け、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許をデータベース化し、リサーチツール特許データベースとして 2009 年度からインターネットを通じて公開している。

特許流通データベースと同様に、リサーチツール特許に対する検索・照会がインターネット上で可能となっている。

「ライセンス情報」の登録件数は、2010 年 3 月末時点で、856 件となっている。その内訳は、企業の登録が 41 件、大学・公的研究機関等が 815 件となっている。

【リサーチツール特許データベースの冊子表紙】



(資料) INPIT 作成

(4) 開放特許活用例集

有用な開放特許情報の有効利用を目的として、1998 年度から特許流通データベースに登録されているライセンス情報の中から事業化の可能性の高いと思われる案件を選んで、新製品・新事業のアイデアを付加して提供している。

作成した開放特許活用例集は INPIT のウェブサイトに掲載するとともに、印刷物（冊子）としても配布している。

¹ ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいう。これには、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法などに関する特許が含まれる。

【開放特許活用例集の冊子表紙】



(資料) INPIT 作成

(5) 特許マップの提供

①技術分野別特許マップ

技術分野別特許マップは、特許庁が 1997 年度から 2000 年度にかけて、我が国の産業界や研究機関等での特許情報活用の一助となることを目的に、膨大な特許情報を特定の利用目的に応じて加工・分析して、視覚的に表現したものである。技術開発戦略の方向付け、新規事業の開拓、特許情報の更なる活用促進を図るため、技術分野ごとに過去 20 年程度の特許を整理、分析した特許マップを作成し特許庁ウェブサイトで公開している。

②特許流通支援チャート

2001 年度から 2005 年度まで、特許情報からみた技術の解説書（特許マップ）である特許流通支援チャートを提供していた。これは技術分野別特許マップの内容を一部変更したものである。

中小企業が異業種分野から技術導入を図る際の参考となるように、技術テーマごとに過去 10 年間の特許情報を分析し、技術の成熟度、技術開発課題に対する解決手段の動向等を分かりやすく解説したものであり、2001 年度から 2005 年度までに 108 のテーマを作成した。

3. 知的財産権取引事業の育成支援

(1) 国内外のネットワーク形成の機会の提供

①国際シンポジウム

我が国では、仲介事業者数の不足とともに、サービス内容自体も欧米先進諸国のそれに比べて十分とはいえない状況であったため、欧米諸国からの先進的な取引事業者を我が国に招へいし、我が国事業者との共同事業の実施、情報交換、議論の場を提供するシンポジウム・ワークショップを 1999 年度と 2000 年度に開催した。

②国際セミナー

海外の大学、企業、自治体等で特許流通・技術移転に携わっている専門家を招へいし、我が国の第一線で活躍している者との合同ディスカッションやワークショップを 2000 年度に開催した。特許流通・技術移転における先進的な考え方を習得する機会であるとともに、内外におけるネットワーク形成の機会であった。

③国際特許流通セミナー

国際シンポジウム事業と国際セミナー事業を引き継ぎ、2001 年度から開催している。

米国大学技術管理者協会（AUTM）会長や国際ライセンス協会（LESI）会長をはじめとする海外の大学、企業、自治体等で特許流通・技術移転に携わっている専門家や我が国の第一線で活躍する関係者を招へいし、特別講演、オープニングフォーラム、パネルディスカッション及びワークショップを開催している。技術移転におけるグローバルな考え方を習得する場であるだけでなく、国内外の技術移転関係者とのネットワーク形成の機会となっている。

(2) 特許流通・技術移転に関する研修

①知的財産取引業育成研修

企業の新商品開発や技術力向上を促進するために、特許流通・技術移転の促進に不可欠な知的財産取引に携わる人材の育成を目的として、2000 年度から 2005 年度までは「基礎研修」、「実務実習」の 2 つの研修を、2002 年度から 2005 年度までは上記 2 つの研修に加え「実務者育成研修」を全国各地において無料で開催した。

②特許流通講座

特許流通市場へ参加する人材を増加させるための普及啓発として、特許流通、技術移転に携わる意思のある者を対象に、特許流通・技術移転に必要な知識の習得を図るため、受講者のレベルに応じた「基礎編」、「実務編」の講座を設け、2006 年度から「基礎編」を全国各地において無料で開催している。2006 年度から 2008 年度までは「実務編」を全国各地において無料で開催した。

(3) 地域における特許流通の活性化

①特許流通促進説明会

特許流通のプロセスや特許情報の検索方法、さらには特許情報を有効利用するための特許マップの作成方法やその活用方法について、特許流通アドバイザー、特許電子図書館情報検索指導アドバイザー、技術分野別特許マップ作成担当者がそれぞれ紹介を行うとともに、産業財産権に関する一般的な相談を受け付ける特許流通促進説明会を、2001 年度に全 15 回開催した。

②特許流通促進セミナー

国内における特許流通促進事業の認知度の向上を目的として、2002 年度から特許流通促進説明会事業を引き継いで、2005 年度まで全 69 回開催した。

本セミナーでは、「特許情報の活用方法」、「開放特許の活用事例」、「特許契約のポイント」等、地域中小企業における特許活用を促進するための講演やパネルディスカッション等を行っていた。

③特許流通シンポジウム

特許流通・知的財産の活用による地域の活性化を図ることを目的として、2006 年度から特許流通促進セミナー事業を引き継いで、2008 年度まで開催した。

本シンポジウムでは、特許流通の専門家や我が国の第一線で活躍されている方々による特許流通ビジネスに関する講演、知的財産の活用に関する講演及びパネルディスカッション等を行っていた。

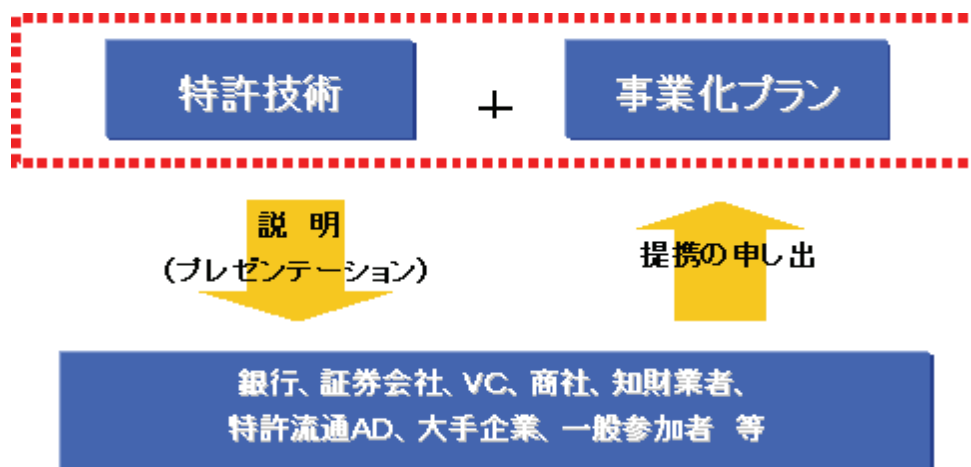
(4) 特許ビジネス市

特許技術等のシーズ保有者が、技術の内容・効果に加え、商品開発のポイントとなるビジネスプラン、ライセンス条件等を説明し、会場の参加者から、これら技術シーズのライセンス、商品開発のための共同研究、商品の販売協力、事業資金の支援等、各種提携の申し出を募る場（市）である。

2003 年度から 2009 年度までに発表された案件数は総計 151 件あり、その中から 2010 年 3 月末までに 41 件が成約に至っている。この成約によって総計 127 件の特許ライセンス契約及び特許譲渡契約が成立している。

また、近年は、特許ビジネス市と同様の手法を取り入れたイベントが各自治体において独自に企画・開催されており、INPIT では、このような各自治体で独自に開催される「地域版特許ビジネス市」を 2006 年度より支援している。

【特許ビジネス市の俯瞰図】



(資料) INPIT 作成

(5) 知的財産権取引業者データベース

我が国における知的財産権取引ビジネスを振興するために、知的財産権の取引をしたい者とそれらの取引を仲介する事業者の出会いの場を提供している。

1998 年度から、知的財産権取引を行う事業者から提出されたサービス内容等の情報を蓄積し、INPIT のウェブサイト上で紹介している。2010 年 3 月末で 103 社の登録が本データベースにあり、事業者情報の登録や検索は、すべて無料で行うことができる。

また、知的財産権取引市場の活性化につなげることを目的として、登録事業者による技術移転成功事例を広く紹介している。

(6) 特許流通フェア

特許市場を活性化するための環境を整備する事業であり、1997 年度から 2005 年度まで特許庁と各経済産業局等が主催し全国各地域で開催していた。

本フェアは、出展料、入場料が無料で、各参加者の開放特許をブース展示する特許技術展示、技術開発や技術移転などの専門家による講演会、各社（者）所有の特許・技術などの技術説明会、特許出願、模倣品などの各種相談を行える各種相談コーナーが設けられていた。

また、特許の提供又は導入を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタントなどが直接交流する場にもなっていた。

第2節 中小企業等に対する支援

1. 地域・中小企業支援策の流れ

特許庁では、知的財産制度について地域・中小企業をサポートするために様々な支援施策、体制の整備に取り組んできた。

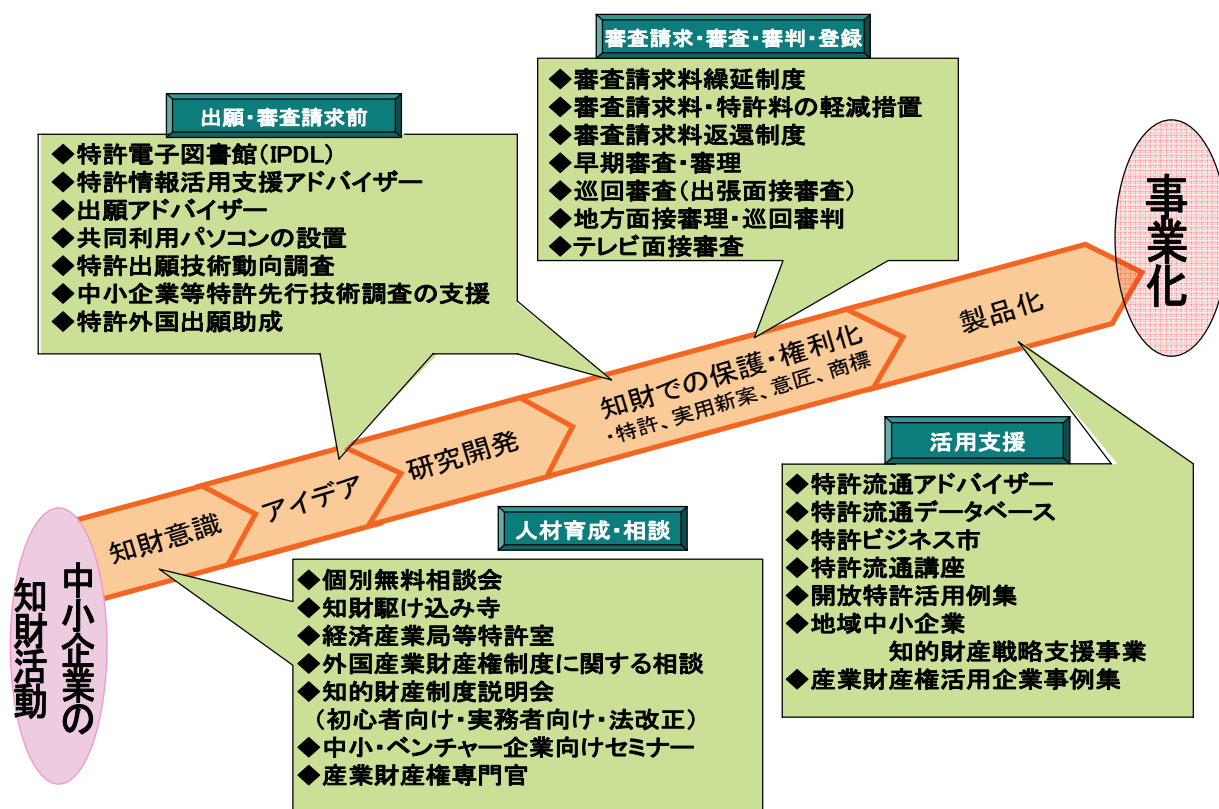
【地域・中小企業支援策の流れ】

	1990年度～	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度～
国の知財に対する位置づけ												
				●「知的財産基本法」成立 ●「知的財産戦略本部」発足 ●知的財産推進計画の策定 ※以降、毎年度策定				●イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン				
中小企業支援施策												
出願適正化等指導事業 (無料相談会の開催等)											●企業訪問型相談の開始	●「課題解決型相談・コンサルティング事業」の開始【2010年4月】
特許関係料金軽減措置制度					●赤字法人に対する料金軽減措置制度を導入【2000年1月】 ●産業技術力強化法に基づく研究開発型中小企業を対象とした特許関係料金軽減措置制度を導入【2000年4月】		●共有(共同出願)の場合における減免措置の適用開始【2004年4月】			●中小企業等のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づくものづくり中小企業を対象とした特許関係料金軽減措置制度を導入【2006年4月】		
早期審査制度				●早期審査開始【1986年2月】 ●外国関連出願の対象化【1996年1月】 ●中小企業、大学、TLOの対象化【2000年7月】		●「外国関連」、「中小企業」出願の対象の拡大【2004年7月】			●中小企業等の申請要件緩和【2006年7月】			
中小企業等特許先行技術調査支援事業							●事業開始【2004年4月】		●中小企業・個人を含む共同出願を対象化【2006年4月】 ●出願代理人からの依頼可能【2007年4月】			
地域中小企業知財戦略支援事業							●事業開始【2004年4月】			●地域中小企業外国出願支援事業の開始【2008年4月】 ●地域中小企業知財戦略コンサルティング事業開始【2009年4月】		
国における支援体制												
特許庁内組織								●中小企業を訪問支援する「産業財産権専門官」の新設		●「普及支援課」の新設(地域中小企業支援の企画立案から普及啓発まで一貫で対応する体制を整備)【2007年6月】		
特許室、地域知財戦略本部等	●近畿経済産業局に「特許室」を設置(初の地方拠点設置)【1958年8月】 ●各都道府県に「知的所有権センター」を設置(認定)【1996年度】 ●すべての経済産業局等(9ヶ所)に「特許室」を整備(各経済産業局に特許室長を、沖縄総合事務局に特許係長をそれぞれ専任化)【1997年度】						●経済産業局・沖縄総合事務局に「地域知的財産戦略本部」を設置(全国9か所) ※「特許室事業」から「地域知的財産戦略本部事業」へ					

(資料) 特許庁作成

2. 中小企業等に対する総合的な支援

我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して、特許庁では「知的創造」から「権利活用」までの様々な施策を通じて総合的に支援している。



(資料) 特許庁作成

(1) 産業財産権の普及・人材育成・相談に関する支援

① 知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け等）

知的財産権についてこれから学びたい者や、新たに企業の知的財産部門等に配属された初心者レベルの者等を対象にした知的財産権に関する説明会を 1978 年度から開催している。

また、知的財産権業務に携わっている者等を対象に、審査の運用基準や PCT 制度、審判制度の運用、国際特許分類 (IPC) 等、実務上必要となる諸制度についての説明会を開催しているとともに、特許法等の改正があったときには、改正された法令の概要等についての説明会を開催している¹。

② 中小・ベンチャー企業向けセミナー・研修

経営者、研究開発責任者等を対象に、知的財産権の戦略的な取得や権利活用の手法等について地域のニーズに合ったセミナーを開催している。

¹ 第 9 章第 2 節参照。

また、INPIT を通じて中小・ベンチャー企業向けの研修も実施している。

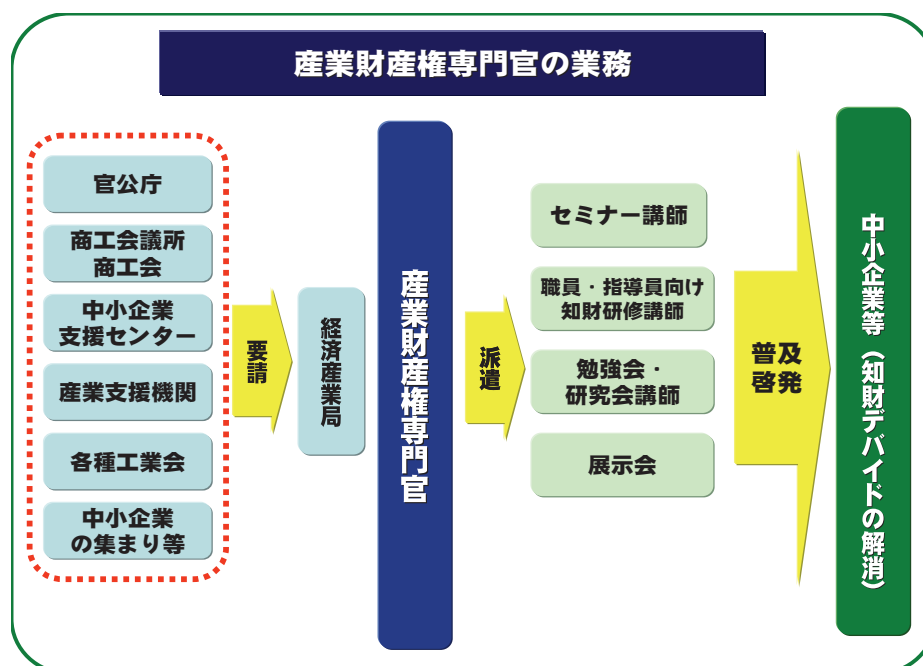
③産業財産権に関する相談

出願から登録までの基本的事項や具体的な出願方法などについて、各経済産業局等特許室において専門スタッフが常時相談を受け付けている。

また、INPIT では、アイデアがあるがどのようにしたら権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手順が分からない等の産業財産権に関する相談を受け付けている。相談は、誰でも、窓口、電子メール、電話等で行うことができる。

④産業財産権専門官による中小企業に対する総合的な支援

特許庁では、中小企業に対する総合的な専門家として 2005 年 4 月に「産業財産権専門官」を新設し、中小企業や自治体職員を対象としたセミナーの講師や、中小企業への個別訪問等を通じて、地域・中小企業に対する知的財産制度及び各種支援策に関する普及啓発や人材育成を図っている。



(資料) 特許庁作成

⑤専門家による無料相談会

産業財産権に関わる具体的な案件について、知的財産専門家（弁理士等）が個別相談を受け付ける無料相談会を全国各地で開催している。2009 年度には、これまでの公共施設等における相談業務に加え、相談会場へ出向くことが困難な利用者や自社設備を前にした相談を求める利用者からの要望にこたえるため、知的財産専門家が直接中小企業（個人事業含む）を訪問して個別相談を受ける訪問型相談を実施している。

⑥知財駆け込み寺の支援

中小企業の知的財産に関する身近な相談窓口として、2006 年 7 月に全国の商工会・商工

会議所に「知財駆け込み寺」が設置されたことを受け、2007 年度から中小企業や知財駆け込み寺の担当者向けにセミナーを開催したり、窓口機能強化のための知的財産専門家の派遣を行うほか、知的財産の相談に対応するための QA 集を作成、配付した。2009 年度以降は、知財駆け込み寺担当者の相談対応が円滑に実施できるよう具体的な事例を加えた QA 集を作成、配付している。

⑦外国産業財産権制度に関する相談

国内の中小企業等を対象に、諸外国の産業財産権制度及び国内外の産業財産権侵害に関する相談事業を実施している。

また、諸外国の産業財産権制度及び模倣品被害対策に関する情報の周知・普及を図るため、全国各地で説明相談会・セミナーを開催している。

(2) 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援

①特許電子図書館（IPDL）¹

INPIT を通じて、特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類、約 7,770 万件を文献番号や各種分類等により検索可能な形で提供するとともに、それぞれの出願の審査状況が簡単に確認できる審査経過情報等の産業財産権情報を提供している。

また IPDL ヘルプデスクでは、IPDL の操作・利用に関する問い合わせを受け付けている。

②特許情報活用支援アドバイザー²

特許情報の活用による地域産業の活性化を支援するため、2004 年度より特許電子図書館情報検索指導アドバイザーの業務を引き継ぎ、特許情報活用の専門家である特許情報活用支援アドバイザーを自治体からの要請により派遣している。同アドバイザーは、大学や中小企業等を中心に、IPDL を使った特許情報の検索指導や、その情報の活用に関する相談に応じるとともに、講習会を開催する等、特許情報に関する様々な要望に応じている。

③パソコン出願のための共同利用パソコンの設置及び出願アドバイザーの配置

1990 年 12 月から開始された電子出願の普及を図るため、電子出願に必要な機器（パソコンなど）がない者でも電子出願ができるよう、全国 47 都道府県に「オンライン電子出願端末機」（共同利用端末）を設置して ISDN 回線による電子出願を可能とするとともに、共同利用端末に書類の編集、チェック機能、ファイルの変換機能を設け、手続等を効率よく行えるようにした。併せて、共同利用端末を設置している電子出願相談室に出願アドバイザーを常駐させ、そこで出願手続、共同利用端末の使い方、電子出願制度についての相談に応じてきた。

なお、2010 年 3 月末をもって ISDN 回線による電子出願が廃止、インターネット出願へ

¹ 第 6 章第 4 節参照。

² 第 8 章第 1 節 2. (1) 参照。

一本化されたことに伴い、特許庁と ISDN 回線で結んだ共同利用端末の設置・利用及び出願アドバイザーの配置・操作指導等は終了することとなった。

④住民基本台帳カードを利用したインターネット出願共同利用パソコン

INPIT 第一公報閲覧室及び地方閲覧室（全国 8 か所）では、2007 年 10 月から住民基本台帳カードを利用したインターネット出願ができる共同利用パソコンを設置している。また、インターネット出願ソフトの操作方法等については、閲覧指導員等が指導している。

⑤特許出願技術動向調査¹

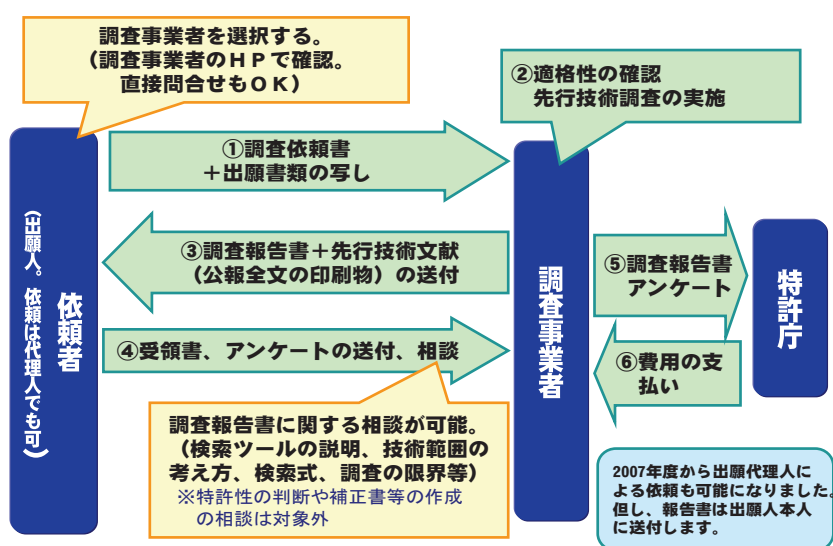
内外の特許情報を基に技術動向を多面的に分析し、企業や大学が知的財産戦略、研究開発戦略を策定する際に有益な情報をまとめた特許出願技術動向調査の結果を、特許庁ホームページにおいて発信している。

(3) 産業財産権の審査請求に関する支援

①中小企業等特許先行技術調査支援

2004 年度から、審査請求や外国出願を行うか否かの見極めを支援するために、中小企業又は個人の審査請求前の特許出願について、出願人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行う中小企業等特許先行技術調査支援事業を開始した。2006 年度からは中小企業又は個人が関係する共同出願を、2007 年度からは出願代理人からの依頼を受付可能にし、要件を緩和した。また、2008 年度からは、構成員が中小企業又は個人の事業協同組合等の依頼を可能にした。

【先行技術調査支援事業の流れ】



(資料) 特許庁作成

¹ 第 5 章第 1 節 1. (3) 参照。

②審査請求料の減免措置

2000年1月に、それまで個人を対象としていた審査請求料の減免措置に、法人も対象として加えるとともに、2000年4月には、産業技術力強化法の制定に伴い、研究開発型中小企業等を対象とした審査請求料の半額軽減措置を講じている。また、2003年度からは、共有の場合（共同出願）においても、減免措置対象者の持分に応じて適用している。

さらに、2006年4月に中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）の制定に伴い、ものづくり中小企業を対象とした審査請求料の半額軽減措置を講じている。

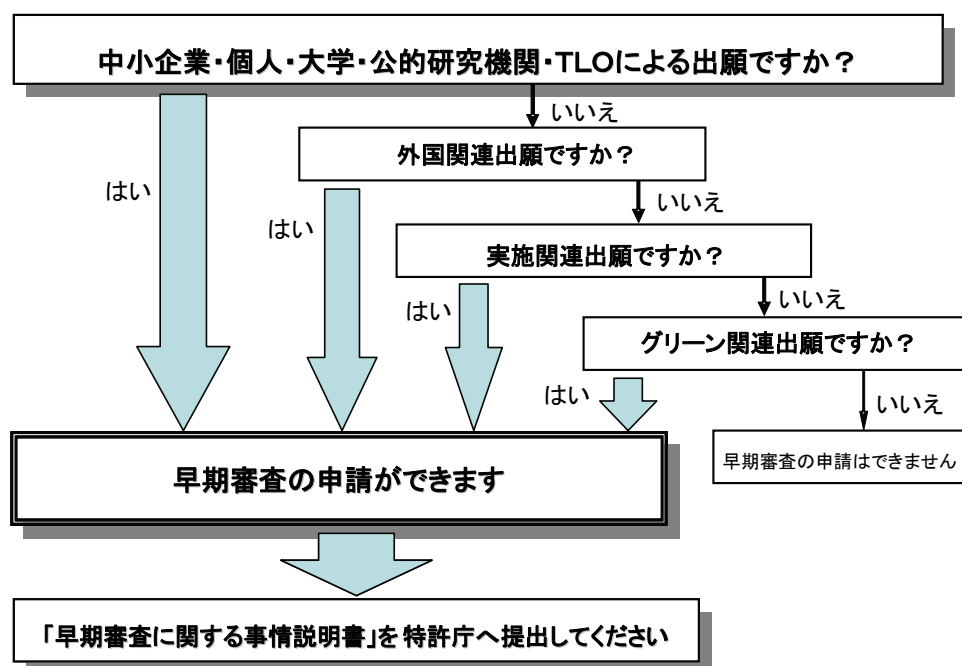
（4）産業財産権の審査・審判に関する支援

①早期審査・早期審理

特許においては、1986年2月から開始している早期審査・早期審理を、2000年7月から中小企業や個人が出願人の場合や既に発明を実施している場合等についても対象とし、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常の出願に比べ早期に審査又は審理が行われる。本支援は、2004年には中小企業の範囲の拡大、2006年7月には中小企業が申請する場合の先行技術調査負担の軽減と大企業との共同出願の場合の先行技術調査の要件見直しを行うなど、制度の利便性向上を図っている。

また、特許とは要件が異なるが、意匠においては1987年12月から、商標においては1997年9月からそれぞれ早期審査・早期審理を実施している。

【早期審査の対象（特許）】



（資料）特許庁作成

②面接審査・面接審理、出張面接審査、テレビ面接審査

出願人又はその代理人が審査官又は審判官と直接面会して、出願の審査に関する円滑な意思疎通を図ることにより、よりの確な権利取得がなされるよう、面接審査・面接審理を実施している。

面接審査・面接審理は、特許庁内で行うほか、1996年度からは地域の中小・ベンチャー企業等を対象に、全国各地の面接会場に審査官又は審判官が出張して行う出張面接審査・地方面接審理や巡回審判を行っており、1997年度からは各経済産業局等特許室に設置したテレビ会議システムを利用して行うテレビ面接審査を行っている。

③審査請求料返還制度

権利化する必要の無くなった審査請求後の特許出願について、審査着手前（拒絶理由通知等の到達前）に出願を取下げ又は放棄し、その後6か月以内に審査請求料の返還を請求した場合、納付した審査請求料の半額が返還される制度を2004年4月から導入した。なお、特許審査の迅速化を図る観点から、2006年8月から2007年8月の1年間に限り出願を取下げ又は放棄した場合は、審査請求料の全額を返還される措置を暫定的に講じた。

(5) 産業財産権の登録に関する支援

①特許料の減免措置

2000年1月に、それまで個人を対象としていた特許料（第1年から第3年分）の減免措置に、法人も対象として加える（法人は3年間猶予）とともに、2000年4月には、産業技術力強化法の制定に伴い、研究開発型中小企業等を対象に、特許料（第1年から第3年分）の半額軽減措置を講じている。また、2003年度からは、共有の場合（共同出願）においても減免措置対象者の持分に応じて適用している。

さらに、2006年4月に中小ものづくり高度化法の制定に伴い、ものづくり中小企業を対象とした特許料（第1年から第6年分）の半額軽減措置を講じている。

(6) 産業財産権の活用に関する支援

①INPITによる特許流通促進事業

a. 特許流通アドバイザー派遣¹

特許流通アドバイザーは、大学・公的研究機関、企業等が保有する権利譲渡又は実施許諾可能な特許技術の発掘と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを把握し、事業化に向けた両者のマッチングを図ることを目的に、自治体・TLO等からの要請に基づいて派遣している。

特許流通アドバイザーは、全国的なネットワークを構築しており、他県の特許流通アドバイザーと協力して、県内の特許技術提供者と県外の特許技術導入希望者とのマッチングを行っている。

¹ 第8章第1節1. (1) 参照。

b. 特許流通データベース¹、開放特許活用例集²

- ・特許流通データベースは、企業、大学、研究機関等の開放特許を一括して検索できるデータベースで、約4万6千件の開放特許が登録されている。また、IPDLとリンクして特許公報等を見ることができる。
- ・有用な開放特許情報の有効活用を目的として、特許流通データベースに登録されているライセンス情報の中から、事業化の可能性の高いと思われる案件を選んで、新製品・新事業のアイデアを付加したものを開放特許活用事例集として提供しており、技術シーズの導入や提供の一つのヒントとして活用されている。

c. 特許ビジネス市³、特許流通講座⁴

- ・特許技術のシーズ保有者が、技術の内容・効果、ビジネスプラン、ライセンス条件等を説明し、会場の参加者から、これら技術シーズのライセンス、商品開発のための共同研究、商品の販売協力、事業資金の支援等の提携申し出を募る「特許ビジネス市」を開催している。
- ・特許流通・技術移転に興味のある者を対象に、ライセンス契約に関する基礎知識等を習得することを目的とした「特許流通講座」を全国各地で開催している。

②地域中小企業の知的財産戦略支援

a. 地域中小企業知財戦略コンサルティング事業

2004年度から、都道府県等中小企業支援センターが知的所有権センターと連携し、地域の中小・ベンチャー企業に対して、知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣し、知的財産戦略づくり等を支援する地域中小企業知的財産戦略支援事業を開始した。2009年度からは、複数の専門家によるコンサルティング支援を可能にし、知的財産を経営に活かすことを支援した。

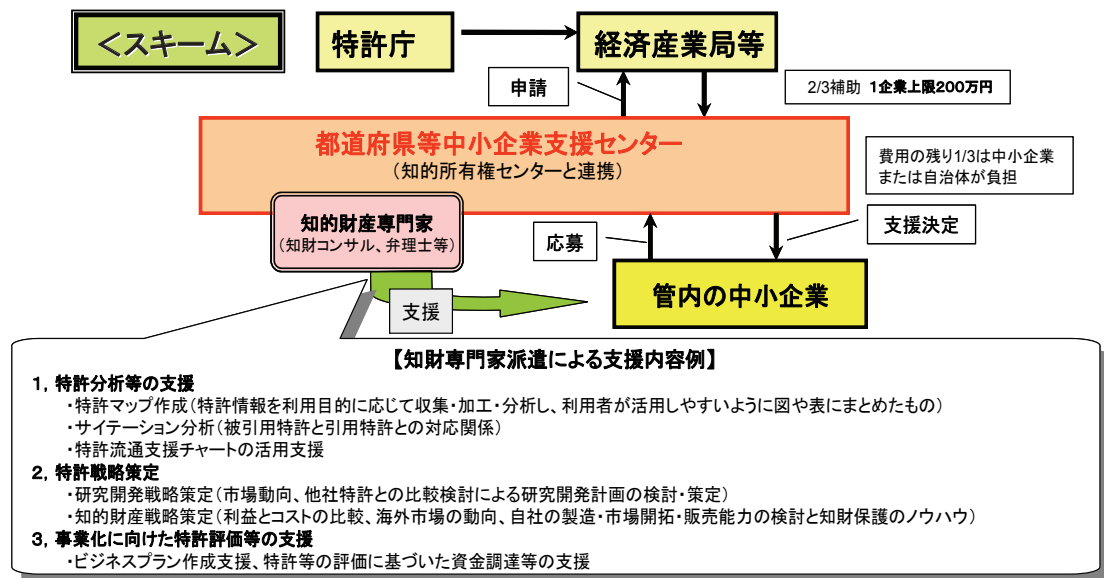
¹ 第8章第1節2. (2) 参照。

² 第8章第1節2. (4) 参照。

³ 第8章第1節3. (4) 参照。

⁴ 第8章第1節3. (2) ②参照。

【地域中小企業知財戦略コンサルティング事業】

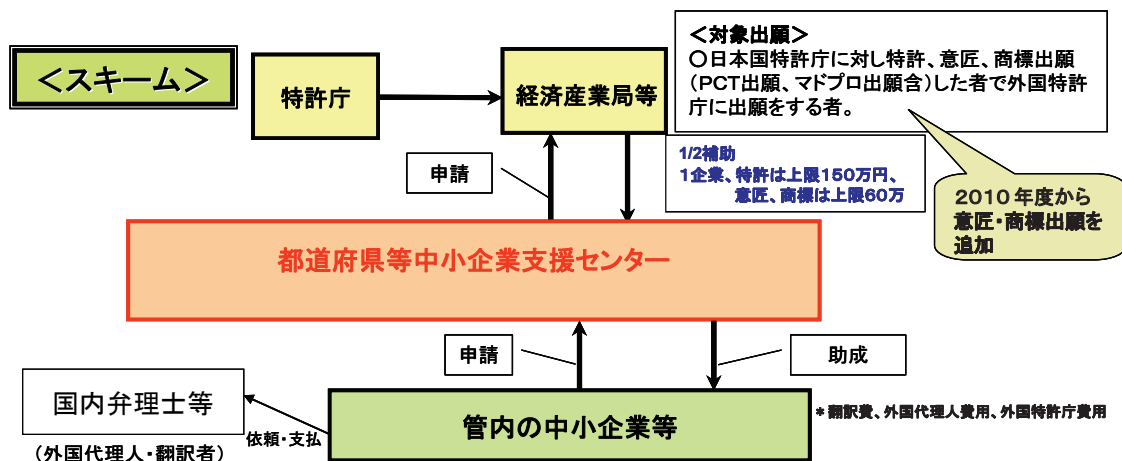


(資料) 特許庁作成

b. 地域中小企業外国出願支援事業

2008年度から、経済のグローバル化による国際的な事業展開や知的財産権侵害品に対応するため、戦略的に海外出願を行おうとする中小企業を支援する都道府県等中小企業支援センターの活動に対し、必要な助成をする地域中小企業外国出願支援事業を開始した。2010年度からアジア諸国での模倣品のはん濫等に対応するため、助成対象に意匠及び商標を追加した。

【地域中小企業外国出願支援事業】



(資料) 特許庁作成

③産業財産権活用企業事例集の頒布

産業財産権を重視した経営改革への動機付けや、産業財産権を戦略的に活用しようとする中小企業等の参考に供するため、2009年2月に、全国の中堅・中小企業の中から経営戦

略の中に積極的に産業財産権を位置付け、戦略的に産業財産権を取得・活用している企業を紹介した「産業財産権活用企業事例集 Vol. 3」を取りまとめ公表するとともに、各経済産業局等の特許室を通じて広く頒布し特許庁ホームページ上でも掲載している（Vol. 1 は 2001 年度、Vol. 2 は 2004 年度に公表）。

④特許流通フェア

特許流通フェアは、特許流通市場活性化のための環境を整備する事業であり、1997 年度から 2005 年度まで特許庁と各経済産業局等が主催し全国各地で開催してきた。本フェアは、特許の提供又は導入を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタントなどが直接交流する場であった。

その後、2006 年度からは関東地域では「パテントソリューションフェア」、近畿地域では「知財ビジネスマッチングフェア」として、特許庁、各経済産業局、各地域知的財産戦略本部が主催して、現在に至っている。

このフェアは、知的財産をベースにしたビジネスに関する産学官の交流の場を提供することによって、開放特許等の技術移転の促進、知的財産をもとにしたビジネスの活発化等、知的創造サイクルの要素である「活用」面における様々なビジネスの発展と、新たな技術開発、新規事業の創出に貢献することを目的に開催されている。

3. 地方における支援体制

(1) 地域知的財産戦略本部

地域における知的財産に対する普及啓発、戦略的に知的財産を活用する環境の整備等を行うため、「知的財産推進計画 2004」（2004 年 5 月知的財産戦略本部決定）の要請を受け、2005 年度に各経済産業局等の管轄地域ごと（9 か所）に「地域知的財産戦略本部」を設置し、同本部の策定する「地域知的財産戦略推進計画」に基づき、地域の各種支援組織との連携強化、知的財産人材のネットワーク化等を図りつつ、中小企業等の知的財産に関する意識の向上及び知的財産権の利用を促進する事業を実施している。

実施に当たっては、2005-2006 年度までを地域知的財産戦略本部事業の第 1 フェーズ（立ち上げ期）、2007-2009 年度までを第 2 フェーズ（普及・発展期）と位置付け、施策を展開してきた。

そして、2010-2013 年度の第 3 フェーズでは、第 2 フェーズの活動・評価等を踏まえ「活動強化期」と定め、各自治体、支援関係機関との有機的連携をより強化し、それぞれの地域事情に合わせた施策を展開していくこととしている。

各経済産業局等特許室を中核として、相談業務を含め、主に以下の事業を実施している。

- ・地域知的財産戦略推進計画の定期的な見直し又はフォローアップ
- ・シンポジウム、セミナーの開催
（地域のニーズに応じたテーマ設定や地域の知的財産レベルに応じた内容）
- ・情報提供のためのホームページの開設及び維持等

【地域知的財産戦略本部について】

1. 経 緯

- 2004年6月 「知的財産推進計画2004（知的財産戦略本部決定）」により提唱
- 2005年5-9月 地域における知財支援策推進の中核として全国9か所（経済産業局・沖縄総合事務局）に設置

2. 活動内容

第1フェーズ （立ち上げ期：2005～06年度）

- 地域の知財や産業の実情に応じた「地域知的財産推進計画」策定
- 各本部の創意・工夫による事業の実施

■計画に基づき中小企業に対する意識啓発や研修、中小企業が地域の知財に関する情報を容易に取得できるようにHP開設やメルマガ配信するなど、支援体制の基盤づくりを実施

第2フェーズ （普及・発展期：2007～09年度）

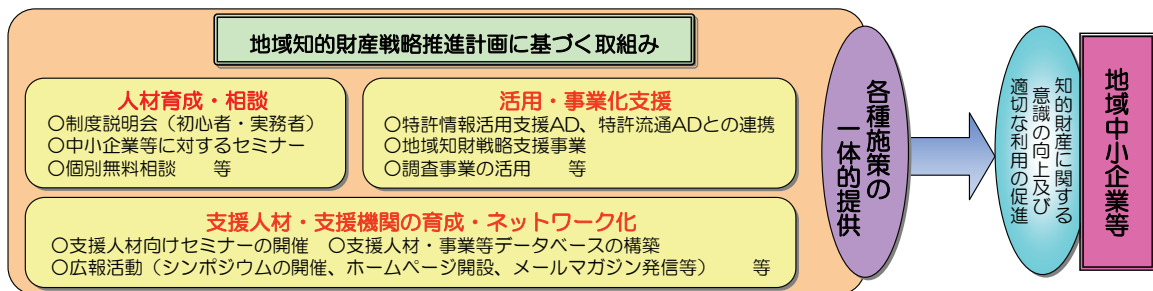
- 中小企業施策、研究開発施策等との連携の強化
- 具体的な活動目標（アウトプット）及び成果目標（アウトカム）を含む事業計画策定

■知財関係機関を一か所にまとめ連携を図るワンストップ化や他の中小企業支援施策との連携など、支援体制の整備・拡充

第3フェーズ （活動強化期：2010～13年度）

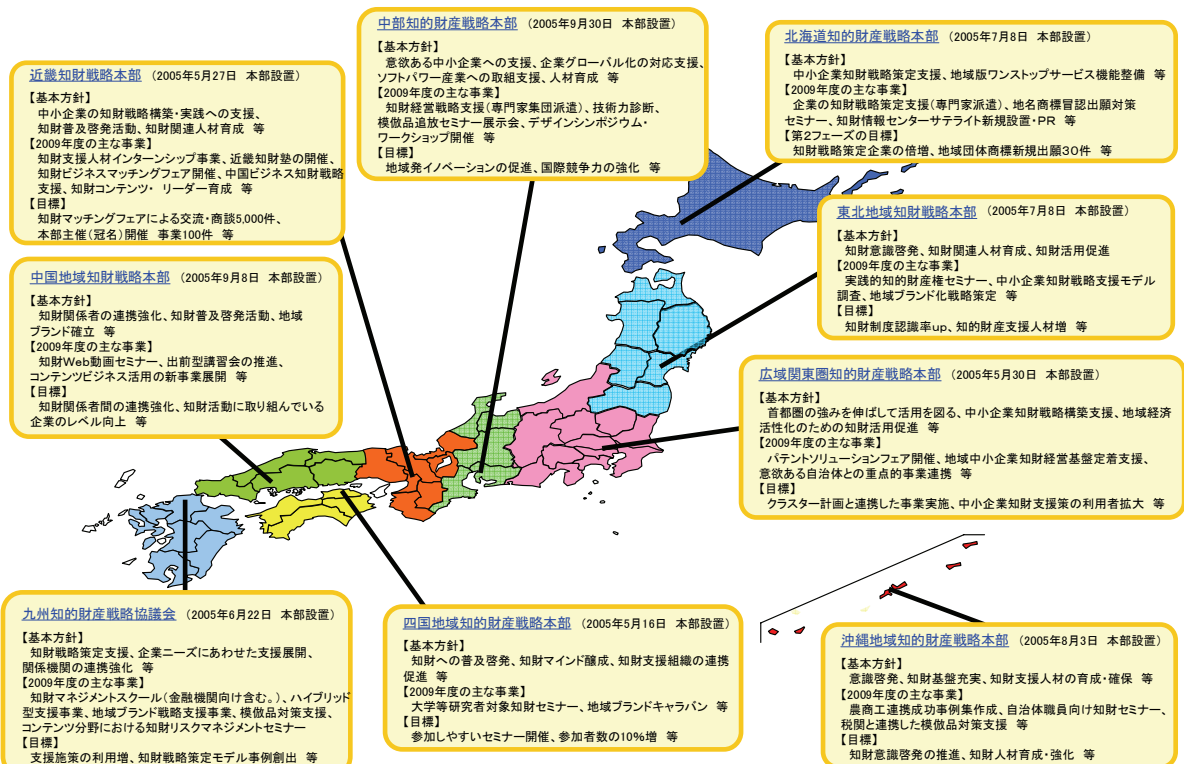
- 第2フェーズの活動・評価等を踏まえ、実施事業の選択と集中を図り、施策の実効性の高める
- 地域の知財関係機関との有機的な連携により強力に事業を展開する

■地域中小企業の知財活用促進のため、地方公共団体、地域の知財関係機関等との連携強化により強力に事業を展開



（資料）特許庁作成

【地域知的財産戦略本部の展開】



（資料）特許庁作成（2010年3月末現在）

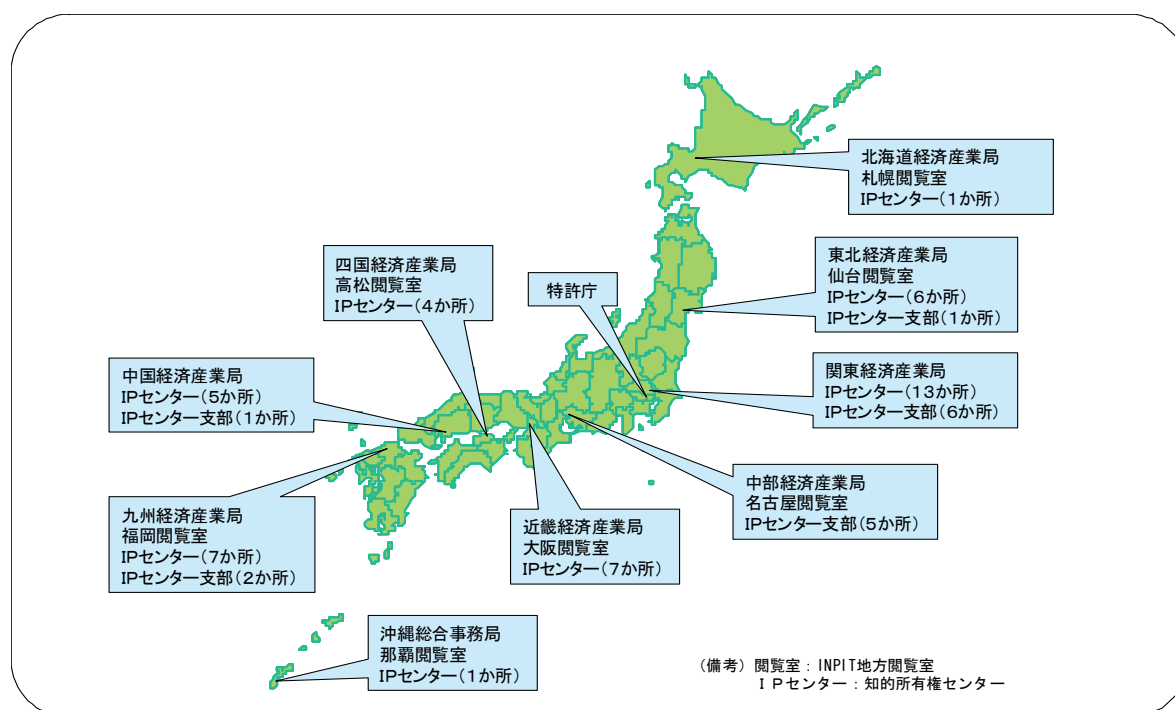
(2) 地域における支援体制

各地に設置する地域知的財産戦略本部とともに、地域における産業財産権の情報提供や活用等、地域ニーズに合わせた支援を行うため、各経済産業局等に特許室（地域知的財産戦略本部の事務局も担う）を設置しているほか、INPIT 地方閲覧室、各都道府県の知的所有権センター¹等を通じて総合的な支援体制を整備している。これら機関が密接に連携しつつ、効果的な地域中小企業に対する支援体制の構築を図っている。

また、知的財産基本法第9条に定められた国と地方公共団体との連携の強化の考え方の下、「知的財産推進計画 2008」に基づき、地方公共団体の知的財産戦略を加速するために、意欲的な取組を推進する都道府県及び政令指定都市との連携を行い、2008年度は、愛知県、横浜市、岩手県、高知県、長崎県、熊本県の5県1政令市において連携事業を実施した。さらに、2009年度には、地域・中小企業の知的財産支援の一層の強化を図るため、意欲的な取組を進める以下の9市町村と国とが連携する「知財先進都市支援事業」を実施した。

北海道帯広市 福島県会津若松市 静岡県富士宮市 三重県鈴鹿市 大阪府東大阪市
広島県福山市 愛媛県西条市 福岡県久留米市 沖縄県大宜味村

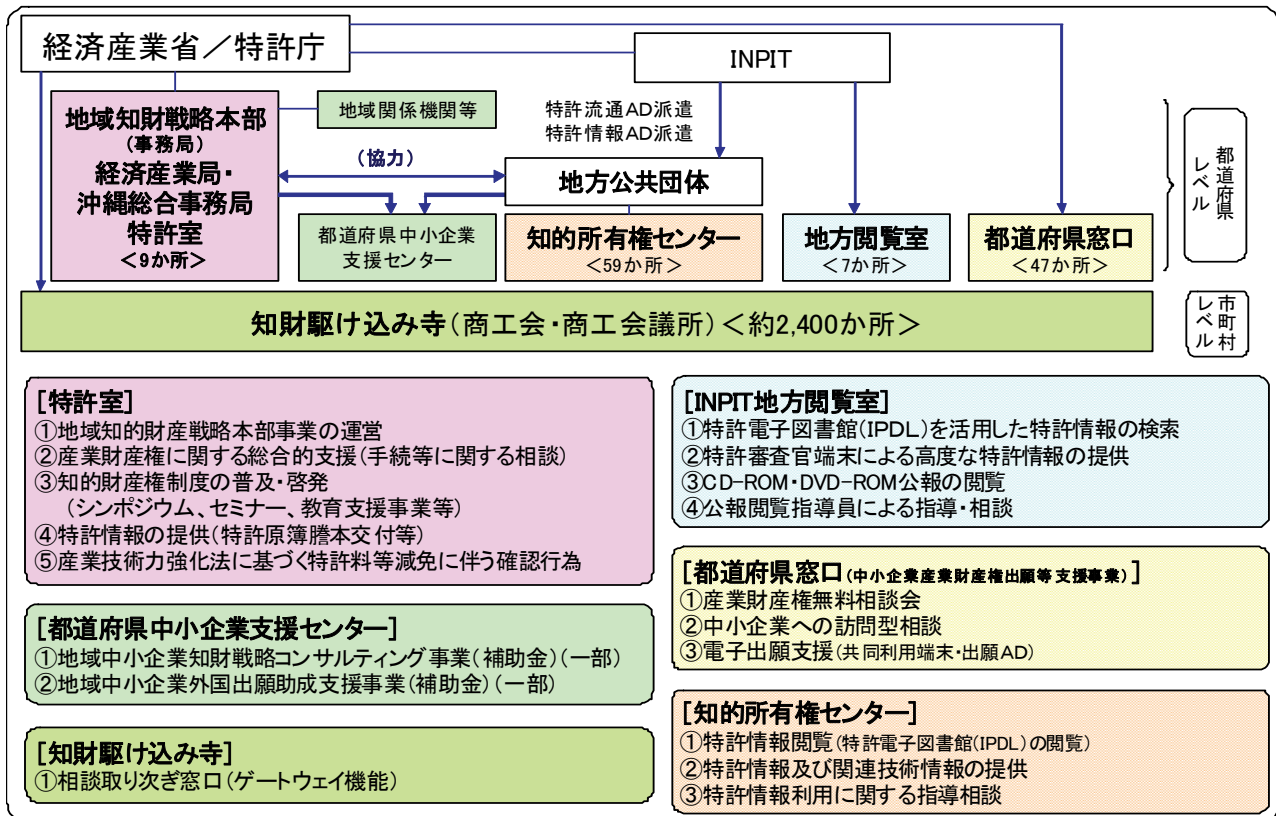
【各経済産業局等特許室、INPIT 地方閲覧室、知的所有権センターの設置状況】



(備考) 閲覧室：INPIT地方閲覧室
IPセンター：知的所有権センター
(資料) 特許庁作成 (2010年3月末現在)

¹ 特許庁は、1996年度に、地域に対する特許情報提供の在り方について見直しを図り、特許情報の利用についてこれまでの閲覧中心から、地域の技術開発への積極的な活用を支援する方向へと転換し、従来の地方閲覧所を機能強化するとともに整理・統合を図り、各都道府県が主体となって運用する地方における情報提供の中核としての「知的所有権センター」を設置した。

【地域における支援体制】



(資料) 特許庁作成 (2010 年 3 月末時点)

(3) 地方公共団体における知的財産戦略

「知的財産推進計画 2008」を踏まえ、地方公共団体における知的財産支援制度に関する調査を 2008 年度に実施、情報収集するとともに、地域においてこれらの情報が活用できるよう地域知的財産戦略本部等を通じて地方公共団体や知的財産支援機関等に提供した。

これまでに知的財産に関する戦略等を策定している地方公共団体は 40 都道府県 3 政令指定都市となっている。また、地方公共団体の総合的な産業振興プロジェクトの一つとして知的財産戦略を位置づけている地方公共団体は 6 県 6 政令指定都市であり、特に都道府県レベルでの戦略等の策定は 9 割を超え、地域における知的財産活用等の取組が推進されている。

【地方公共団体における知財戦略等策定状況一覧（2010 年 3 月時点）】

【都道府県】

北海道	○	北海道知的財産戦略推進方策【2004年6月】 北海道科学技術振興条例【2008年4月】	長野県	○	長野県ものづくり産業知的財産活用指針【2009年3月】 信州農産物知的財産活性化戦略【2008年10月】	岡山県	△	新おかやま夢づくりプラン（改訂版）【2009年11月】
青森県	○	青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例【2009年3月】 青森県知的創造サイクル推進方策【2006年3月】	静岡県	×	策定に向け検討中	広島県	△	広島県総合計画「元氣挑戦プラン」後期実施計画【2009年3月】 広島県総合計画「元氣挑戦プラン」【2006年3月】
岩手県	○	岩手県知的財産戦略【2007年3月】	富山県	○	富山県知的財産戦略【2007年9月】	山口県	○	山口県知的財産基本戦略【2009年3月】
宮城県	◎	みやぎ知的財産活用推進方策（改訂版）【2009年3月】 みやぎ知的財産活用推進方策【2006年3月】 宮城県ものづくり産業振興に関する県民条例【2007年4月】	石川県	○	石川県知的財産活用プログラム【2006年1月】	徳島県	○	徳島県知的財産推進指針【2006年12月】
秋田県	◎	秋田県知的財産戦略第2期戦略【2006年3月】 秋田県知的財産戦略【2004年3月】	岐阜県	△	岐阜県産業振興ビジョン【2007年3月】	香川県	○	香川県知的財産推進プログラム【2009年2月】
山形県	△	やまがた科学技術政策大綱【2006年3月】	愛知県	◎	あいち知的財産創造プラン（改訂版）【2008年2月】 あいち知的財産創造プラン【2004年3月】	愛媛県	○	愛媛県知的財産戦略【2007年5月】
福島県	○	うつくしま、ふくしま知的財産戦略【2005年2月】	三重県	○	三重県知的財産戦略ビジョン【2006年3月】	高知県	○	こうち知的財産戦略指針【2008年3月】
茨城県	○	いばらき知的財産戦略【2005年2月】	福井県	○	福井県知的財産活用プログラム【2005年3月】	福岡県	○	福岡県農産物知的財産戦略【2003年3月】
栃木県	○	とちぎ知的財産活性化推進方策【2005年3月】 栃木県農産物知的財産戦略【2006年12月】	滋賀県	○	滋賀県知的財産戦略プラン【2006年3月】	佐賀県	○	佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例【2009年4月】
群馬県	○	ぐんま知的財産戦略【2005年3月】 群馬県農産物知的財産基本方針【2007年3月】	京都府	△	京都府中小企業応援条例【2007年3月】	長崎県	○	長崎県知的財産戦略【2005年3月】
埼玉県	◎	埼玉県第2期知的財産戦略【2008年3月】 埼玉県知的財産戦略【2005年3月】	大阪府	○	大阪府知的財産戦略指針【2004年2月】 大阪府特許情報センター条例【1996年4月】	熊本県	○	地域企業のための熊本県知的財産活用戦略【2010年1月】
千葉県	○	千葉県知的財産戦略【2006年3月】	兵庫県	△	第3期兵庫県科学技術会議（答申）【2007年1月】	大分県	○	大分県知的財産活性化指針【2006年2月】
東京都	○	中小企業の知的財産活用のための東京戦略【2003年8月】	奈良県	○	奈良県知的財産活用推進プラン【2009年1月】	宮崎県	○	宮崎県農産物知的財産戦略【2007年11月】
神奈川県	○	神奈川県知的財産活用促進指針【2006年7月】	和歌山県	○	和歌山県知的財産戦略【2008年9月】	鹿児島県	○	鹿児島県知的財産推進戦略【2007年3月】
新潟県	○	新潟県中小企業知的財産活用プロジェクト【2008年4月】	鳥取県	○	とっとり知的財産活用プラン【2006年3月】 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例【2006年4月】	沖縄県	○	沖縄県知的財産活用ビジョン【2008年3月】
山梨県	○	やまなし知的財産戦略【2006年2月】	鳥根県	○	鳥根県知的財産活用戦略【2003年3月】			策定済 46 都道府県（うち知財特化 40）

【政令指定都市】

札幌市	×	総合施策型で検討中	新潟市	×		堺市	△	自由都市・堺 ルネサンス計画（改訂版）【2007年7月】
仙台市	×		静岡市	×	総合施策型で検討中	神戸市	△	神戸 2010 ビジョン【2007年3月】
さいたま市	×		浜松市	△	浜松市創業都市構想【2007年3月】	岡山市	×	
千葉市	×	総合施策型で検討中	名古屋市	△	名古屋市産業活性化プラン【2005年3月】	広島市	×	
川崎市	○	川崎市知的財産戦略【2008年2月】	京都市	△	京都市産業科学技術振興計画【2006年10月】	北九州市	△	北九州市産業雇用戦略【2008年3月】
横浜市	○	横浜型知的財産戦略【2006年3月】	大阪市	○	大阪市知的財産活用推進計画【2004年4月】	福岡市	×	
								策定済 9 市（うち知財特化 3）

（注）○知財戦略策定済（◎は第2期戦略等策定済） △総合施策の一部として知財施策を位置づけ ×検討中、未定

（資料）特許庁作成

第3節 大学における知的財産活動の活性化に向けた取組

1. 大学知的財産アドバイザー等の派遣

(1) 大学知的財産アドバイザーの派遣

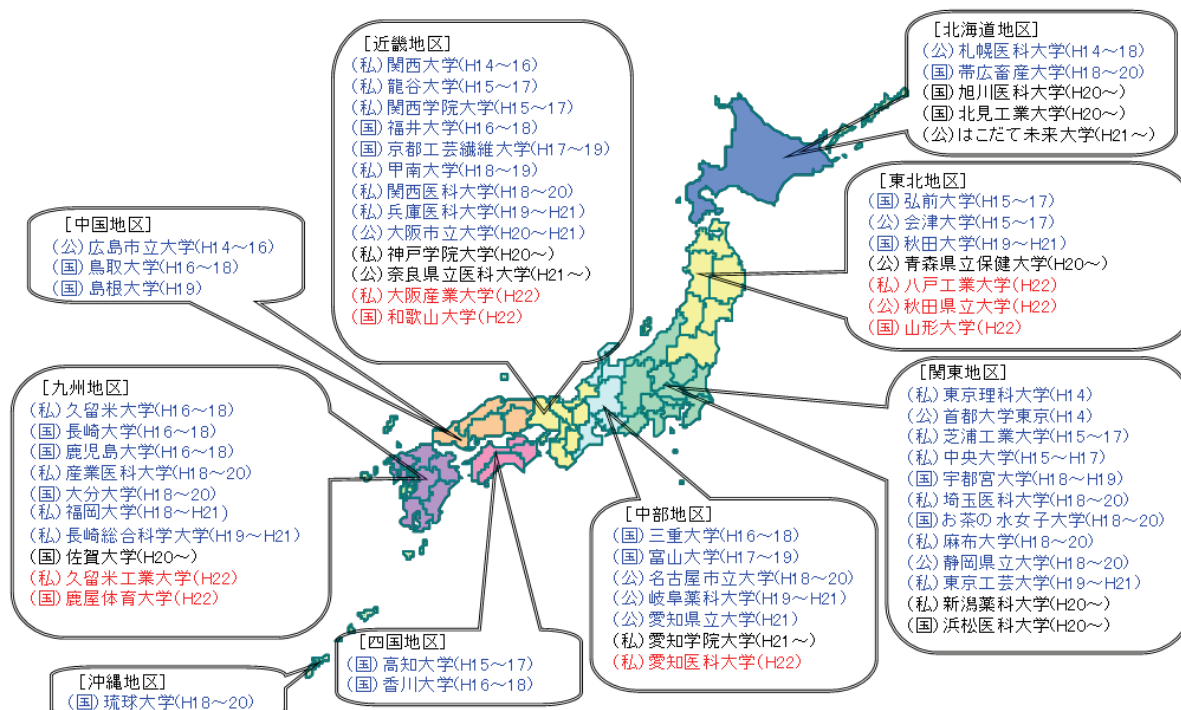
第1章第2節4.で述べたとおり、従来は大学等の研究成果は原則研究者個人に帰属するものとされていた。その後、国立大学の法人化を一つの契機として、大学等の研究成果を産業界において積極的に活用する観点から、原則機関帰属とするよう方針転換がなされた(2003年4月28日科学技術・学術審議会答申)。

大学が組織として知的財産活動を行うにあたって、まずは大学組織内に知的財産管理体制を構築することが必要である。大学における知的財産管理体制の構築を支援するために、特許庁では大学へアドバイザーを派遣する事業を2002年度から実施しており、2007年1月に INPIT へ同事業を移管した。

2010年度は新たに体制構築支援を受ける8大学を含め18大学に大学知的財産アドバイザーを派遣した。これまでの派遣実績は延べ60大学に上る。

本事業で得られた大学における知的財産管理体制構築のノウハウは、「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」としてまとめられ、セミナー等を通じて公表している。

【大学知的財産アドバイザー派遣大学（累計60大学）】



赤字は、平成22年度、新規に大学知的財産アドバイザーを派遣した大学(8大学)
黒字は、平成22年度以前から大学知的財産アドバイザー派遣継続中の大学(10大学)
青字は、平成21年度までに大学知的財産アドバイザー派遣終了の大学(42大学)

(資料) INPIT 作成

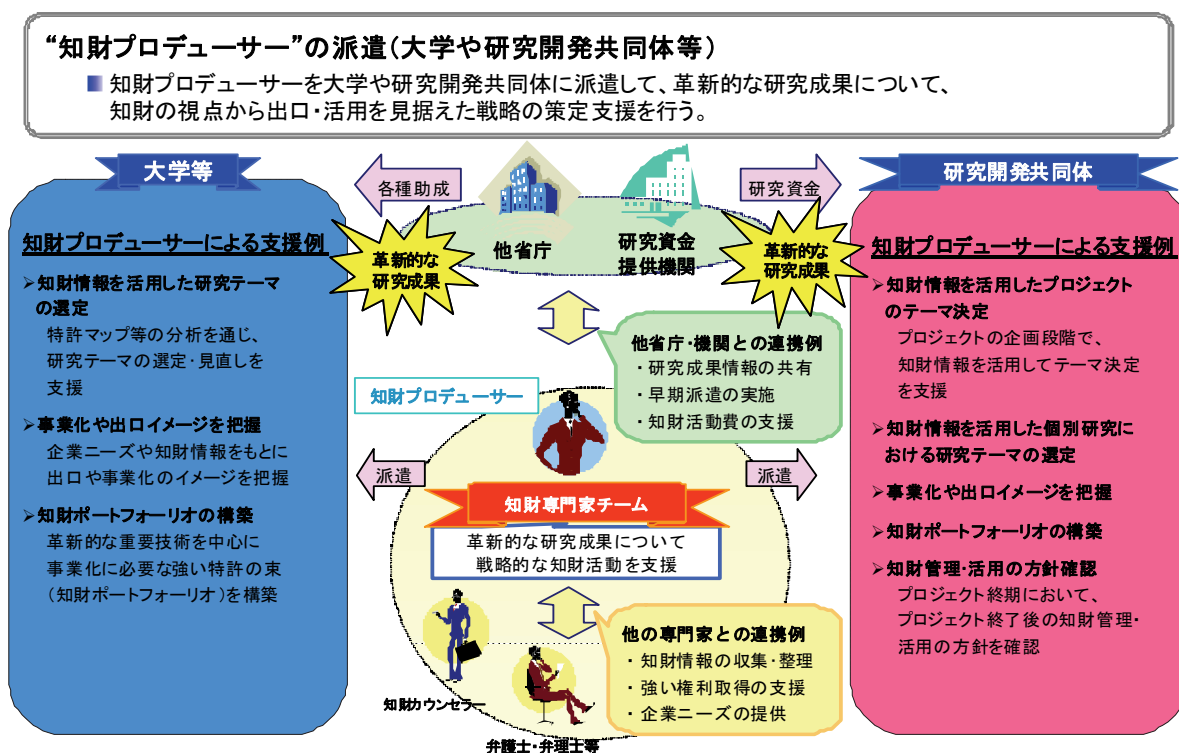
(2) 知財プロデューサーの派遣

多くの研究資源を有する大学等の研究機関は、我が国におけるイノベーション創出の重要な役割を担っており、それら機関から生み出される革新的な研究成果を、産業財産権によって適切に保護しつつ、事業化や企業等による活用を図ることによって、社会に還元していくことが期待されている。

しかしながら、研究開発現場には、「知財の目」をもって研究開発を捉えることができる人材が少ないため、将来の事業化を十分考慮して戦略をもった特許出願・権利取得がなされていない、研究開発プロジェクト等を組織する場合の権利の帰属や管理等の整理が徹底されていないといった指摘がある。

このため、国の資金が投入され、複数の大学や研究機関が連携して取り組んでいる研究開発コンソーシアム等のプロジェクトを対象に、プロジェクトにおける特許出願戦略や特許活用戦略等の知的財産戦略の策定を支援することを目的として、知財プロデューサーを派遣する事業を 2008 年度から開始した。試行として、2008 年度は 1 つの研究開発コンソーシアムに、2009 年度は 3 つの研究開発コンソーシアムに派遣した。今後、規模を拡充していく予定である。

【知財プロデューサーの派遣事業】



(資料) 特許庁作成

2. 特許情報の活用促進支援

(1) 大学等向け IPDL 公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するために、大学等の利用者に対し、特許公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを 2007 年 1 月に開始した。2010 年 3 月末

時点で、289 の大学等が登録している。

(2) 論文情報と特許情報の統合検索システム

科学技術文献情報及び特許情報を効率的に取得し、大学等の研究活動等に有効に利用するために、内閣官房知的財産戦略推進事務局、文部科学省、特許庁、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と INPIT が連携して、特許・文献統合データベース（JSTPatM）を開発し、2007 年 3 月からサービス運用を開始した。

(3) 特許連想検索試験システムと公開特許公報テキストデータの大学への提供

INPIT は 2006 年度、大学等の研究者が知的財産の専門知識を持たなくても比較的高速かつ容易に検索・表示できる試験システムを開発した。また、大学に向けて当該システムの機能向上を目的とした調査研究のための提供を行っている。

2010 年 3 月末時点で、8 大学に提供している。

3. 特許出願・審査における支援

(1) 特許料・審査請求料の減免措置

大学等技術移転促進法（1998 年 8 月施行）、産業活力再生特別措置法（1999 年 10 月施行）及び産業技術力強化法（2000 年 4 月施行）に基づき、大学・TL0 等に対する特許料・審査請求料の減免措置が導入された。また、①国立大学の法人化に伴う特許料等の経過措置の導入、②減免措置の拡充（発明者にポスドク等が含まれる場合、承認 TL0 が保有する発明を元の大学に返還する場合等）など、状況変化に対応して減免措置を拡充することにより、大学・TL0 等における産学官連携や技術移転の取組を支援している。

【大学等技術移転促進法に基づく支援】

支援内容	支援対象機関等（2010 年 3 月末時点）
認定 TL0 に対する特許料・審査請求料の免除（第 12 条関係）	経済産業省 1 機関、農林水産省 1 機関、厚生労働省 1 機関、総務省 1 機関

【産業活力再生特別措置法に基づく支援】

支援内容	2009 年度の支援実績等（累計）
承認 TL0 に対する特許料・審査請求料の軽減（第 56 条及び第 57 条関係）	特許料の軽減 180 件（ 977 件）
	審査請求料の軽減 328 件（3,362 件）

【産業技術力強化法に基づく支援】

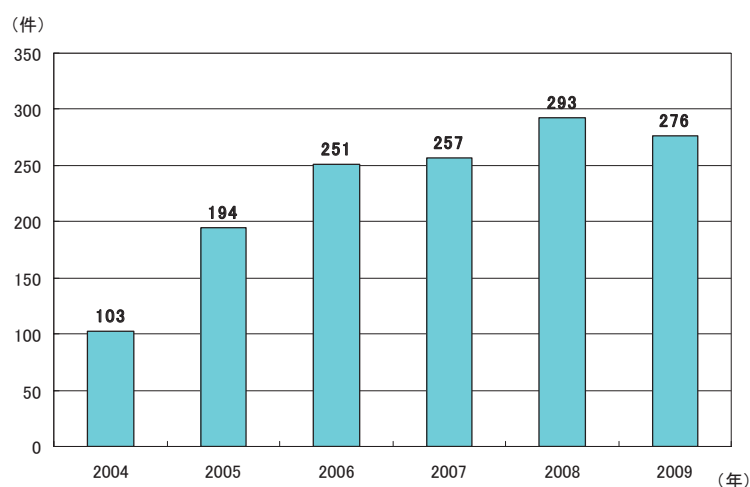
支援内容	2009 年度の支援実績等（累計）
大学及び大学教官に対する特許料・審査請求料の軽減（第 17 条関係）	特許料の軽減 155 件（ 632 件） 審査請求料の軽減 1,164 件（3,009 件）

2007 年の第 166 回通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」により、大学等の特許料・審査請求料の減免措置（アカデミック・ディスカウント）の対象が、発明者にポスドク等が含まれる場合等にも拡大されることとなった。

(2) 早期審査制度

2000 年 7 月から、研究成果の社会への還元が期待される大学等や承認・認定 TL0 による特許出願について、早期審査の対象としている。対象となる特許出願のうち、審査請求がされているものについて、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、早期に審査を受けることが可能となった。

【我が国の大学・承認 TL0 による特許出願のうち、早期審査制度を利用した件数】



（資料）特許庁作成

(3) 出張面接審査制度

1996 年度から、地方の大学・TL0 等を対象に全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人又はその代理人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接審査を実施している。

(4) 特許法第 30 条に規定する学術団体への大学等の指定

特許法第 30 条は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性喪失の例外として取り扱うことを規定している。特許庁は

これまで、国立大学の法人化等の社会情勢の変化を踏まえ、「特許庁長官が指定する学術団体」の指定基準を見直し、2001 年 12 月に大学が、2005 年 8 月に大学共同利用機関法人や地方独立行政法人等が、それぞれ指定できるように指定基準の改正を行ってきた。大学等が特許庁長官の指定する学術団体とされた場合は、当該大学等が開催する研究集会における研究発表（例えば、大学主催の博士論文発表会での発表）の内容についても、学会発表と同様に新規性喪失の例外が認められることとなる¹。

2010 年 3 月末時点の指定状況は、大学 189 機関、高等専門学校 55 機関、大学共同利用機関法人・機関 13 機関、独立行政法人 34 機関、公設試験場 70 機関、学会等 684 機関である。

なお、適切に権利を確保するためには、学会等の研究発表の前に出願をすることが重要であることから、この点について大学等の研究者に対するセミナー等を通じて啓発活動を行っている。

4. 知的財産に関する研究・啓発・教育への支援

大学等の研究者を対象に、研究成果を戦略的に特許出願・権利化し、さらに活用をすることについて解説することを内容としたセミナーを、各経済産業局等を通じて全国で開催している（大学等研究者対象セミナー）。2009 年度は全国で 192 回開催、5,943 名の参加があった。

また、ライフサイエンス分野の大学等研究者や大学の知的財産関係者を対象に、ライフサイエンス分野の特許の審査基準について周知を図ることを目的として、「ライフサイエンス分野における特許の審査基準セミナー」を、各経済産業局を通じて開催している。2009 年度は、全国 13 か所で開催した。

¹ 学部や学科が主催する論文発表会等は、特許法第 30 条第 1 項に規定の「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会」には該当しない。同規定の適用を受けるためには、その論文発表会等が、大学が開催したものであることが必要である。